

千葉県民体育大会 第二部（国民体育大会千葉県大会）事業実施協定要綱

（目的）

第1条 千葉県民体育大会第二部は、国民体育大会の千葉県大会として、「広く県民の間にスポーツを普及し、スポーツ精神を高揚して県民の健康増進と体力の向上を図り、併せて本県スポーツの振興に寄与するとともに県民生活を明るく豊かにしようとするものである。」

この千葉県民体育大会第二部をより円滑に推進するため、（公財）千葉県体育協会は各競技団体に競技運営を協定する。

（対象事業）

第2条 この事業内容は、千葉県民体育大会第二部実施要項総則及び競技別細則による。

（経費）

第3条 この事業の経費は、競技役員への報償費（謝金）・交通費、補助役員への謝金・交通費、昼食代、会場使用料、プログラム作成費、その他大会の運営に直接必要な経費とする。当該経費の額は別に定める。

（協定）

第4条 実施競技団体の長（以下「団体長」という）は、前各条にもとづき事業計画書（様式1）を1部提出するものとする。

（公財）千葉県体育協会理事長（以下「理事長」という）は、事業計画書にもとづき内容を検討のうえ協定を締結する。

（協定決定後の内容変更、承認事項）

第5条 協定締結後、経費の配分又は事業内容を変更する場合は、あらかじめ理事長の承認をうけなければならない。

前項にかかわらず、次の条項に該当するものは理事長の承認を要しない。

- 1 協定の目的、条件を損なわない程度の軽微な経費の配分及び軽易な内容の変更

（状況報告）

第6条 理事長は、事業の進行状況について報告を求めることができるものとする。

（実施報告）

第7条 団体長は、事業が完了したときは、実施報告書（様式2）を事業終了後30日以内に提出するものとする。

（書類の整備）

第8条 団体長は、協定に係る収入・支出等の帳簿を備え、かつ当該収入・支出等の証拠書類を整備保管しなければならない。

前項に規定する帳簿及び書類は、協定事業が完了する会計年度の翌年度から5年間保管するものとする。

（付則）

- 1 この要綱は昭和58年4月22日から適用。
- 2 平成15年3月12日に改訂。
- 3 平成23年3月16日一部改訂